

令和7年度 シルバー人材センター事業 安全・適正就業強化月間実施要領

1 目的

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、令和7年1月1日現在、1億2,359万人と前年に比べ56万人減少となり、長期の人口減少過程に入っており、高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性とシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

このような中、全国のセンターにおける令和6年度の重篤事故の件数は、前年度と同数の36件となった。そのうち就業中の事故は22件で前年度から3件減少したが、就業途上の事故は14件で3件の増加となっている。また、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む。）は、前年度より21件少ない272件で、そのうち就業中の事故は194件で27件の減少、就業途上の事故は78件で6件の増加となっている。就業中の事故は、安全意識の徹底を図った効果が一定程度表れてきたと思われるが、一方で就業途上の事故が増加していることから、交通安全に対する意識の向上に課題が残るなど、依然として憂慮すべき状況といえる。

毎年、巡回パトロール、安全講習会などの安全対策を実施しているにもかかわらず、同様の事故が繰り返し発生していることから、各センターにおいては、会員並びに役職員が安全就業の推進についてあらためて確認し合い、事故撲滅に向けて取り組むことが重要である。

他方で、シルバー事業は、発足時からの理念である「自主・自立、共働・共助」を踏まえつつ、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条に規定する各種業務を展開しているが、会員の就業ニーズの多様化や地域において人手を必要とする分野の多様化、さらには近年の人手不足基調等もあり会員の就業の場は年々広がりを見せている。こうした中で、センターは、適正な形態による就業機会の提供、各種業法の遵守、適正な料金、配分金、賃金等の設定、民業圧迫への配慮など、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を徹底する必要がある。

言うまでもなく、国の補助金を受けて事業を行っている機関として、また、公益法人としての立場からも、労働法制をはじめ各種法令の遵守は当然のことであり、会員の就業に関して行政から指摘、指導を受けるような事態は直ちに解消しなければならない。

シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから日頃から安全・適正就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要である。

このため、本年も7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業

について、全ての会員、役職員が、個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の展開を図ることとする。

2 安全・適正就業強化月間

令和7年7月1日から令和7年7月31日までとする。

3 全国統一スローガン

「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」

4 センターで取り組む事項

(1) 安全・適正就業委員会の開催、「安全・適正就業対策基本計画」の策定及び事故の要因分析と具体的な防止策の徹底

(2) 重篤事故につながるおそれのある就業の見直し

ア 危険・有害な作業は受託しないこと。(平成3年11月1日付高雇発40号通達)【シルバー人材センター安全就業の手引(第六改訂)P104~106参照】

また、伐木作業でのチェーンソーの使用、草刈作業における斜面や清掃作業における階段での作業について、徹底した安全対策を行うこと。

イ 作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用の徹底を図ること。

なお、保護帽(ヘルメット)・墜落制止用器具(安全帯)等の安全保護具を未着装のまま就業した場合、申し合わせによって事故の有無に拘わらず就業者には就業停止等の措置を講じるなど安全就業の徹底を図ること。

ウ 気温の高い日が続く時期に備え、会員一人ひとりに対して熱中症予防の啓発・注意喚起を行うとともに、熱中症が疑われる症状がみられる会員が発生した場合は、作業を中止し、応急処置を講じるとともに、必要により救急隊を要請するなど、対策に万全を期すること。なお、厚生労働省は働く人を熱中症から守るため、熱中症のおそれがある人をいち早く見つけ、適切な対策を取るよう、本年6月から労働安全衛生規則を改正し、事業者に対して罰則付きで対策を義務付けることとしている。センターは、センターと会員、会員と発注者(お客様)との間に雇用関係がない(派遣を除く)ため、当該規則については適用されないが、就業する(働く)以上、その就業形態の如何にかかわらず、熱中症のリスクが伴うことから、会員への熱中症対策の実施は欠かせないものであり、今回の当該規則の改正に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

エ 健康チェックや健康講話等の実施、健康診断の積極的な奨励などの健康増進策を図ること。

- (3) ヒヤリ・ハット体験事例を収集するとともに、要因を分析し、適切な対策を検討し、これを周知することなどにより事故の防止を徹底すること。
- (4) 損害賠償責任保険事故が多く発生し、保険財政が破綻寸前となっていることから、特に草刈作業における飛散防止対策の徹底を図ること。
- (5) 就業途上における交通事故の防止
 - ア 交通安全に関する講習会の実施及び交通安全対策の徹底
 - イ 事故多発エリアのロードマップ等の作成
 - ウ 徒歩、自転車及びバイクでの事故の防止の徹底
特に、自転車における交通ルール（自転車安全利用五則）の遵守及びサイクル安心保険への加入促進
- (6) 安全就業対策の総点検の実施
 - ア 就業前、就業後の安全意識等の徹底
 - イ 機械器具の点検と整備の徹底
 - ウ 安全保護具の点検と整備の徹底
 - エ 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の重点実施
 - オ 就業現場の総点検
 - カ 交通安全対策の徹底
- (7) 安全就業の研修及び点検
安全就業に係る事例発表を含む研修会、講習会等の実施
- (8) 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施
 - ア 適正就業ガイドラインを活用した研修・周知（平成28年9月13日付け28全シ協発第125号）
 - イ 請負又は委任契約の「受注リスト」による点検等について（令和3年9月16日付け事務連絡）
 - ウ 契約書及び仕様書の作成・取交しの徹底
 - エ 発注者と会員との間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、労働者派遣契約への切り替え若しくは職業紹介により発注者の直接雇用に移行。
- (9) 会員からの安全標語の募集、センター・施設・就業現場等への安全標語、垂れ幕、ノボリ等の掲示などによる会員すべての安全意識の徹底
- (10) 会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載
- (11) 会員に対して安全意識啓発及び情報の共有化を図るための資料等の配付など
- (12) 月間中における「安全意識高揚の日」の設定及び安全表彰の実施

5 シルバー人材センター連合本部で取り組む事項

- (1) センターに対する上記4の指導・助言

- (2) 安全大会の実施及び安全表彰の実施
- (3) 安全・適正就業に関する研修会、講習会等の実施
- (4) 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の実施
- (5) センターの月間行事の実施についての指導・援助
- (6) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供

6 全国シルバー人材センター事業協会で行う事項

- (1) 安全就業優秀・優良センター、優秀・優良連合の表彰
- (2) 重篤事故、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）及び損害賠償責任保険事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- (3) シルバー人材センター連合本部及びセンターに対する安全就業及び適正就業ガイドラインに沿った業務運営に係る指導・助言
- (4) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供
- (5) 安全意識の普及、啓発のための冊子（①「安全・適正就業の手引」、②「事故に学ぶ交通安全のポイント」、③「安全就業のためのチェックポイント」、④「重篤事故事例集」、⑤「シルバー世代の健康管理」）及び「安全就業ニュース」などの提供
- (6) 安全就業指導員会議の実施
- (7) ブロック協議会及びシルバー人材センター連合本部が主催する安全・適正就業研修会等への講師の派遣

7 上記4～6については、強化月間における実施と併せて年間計画を策定し、効果的に取り組むこと。

令和7年度 安全・適正就業パトロール 重点事項

1 草刈作業について

① 刈払機による飛び石事故の防止

飛び石事故が想定される作業現場での飛散防止ネット設置を徹底するよう指導してください。

② 刈払機安全カバー

安全カバーを外しての作業は危険です。必ず安全カバーを装着するように指導してください。

③ 作業間隔

刈払機は高速で刃が回転するので、人体に触れると大変危険です。作業の際は十分に間隔を空けるよう指導してください。（最低10mは離れて作業する。）

④ 物品の管理

使用前、使用後の点検・整備の実施及び燃料等の保管方法について指導してください。（燃料は専用のタンクを使用する。）また、刈払機に限らず物品の管理を行うよう指導してください。

2 植木剪定作業について

① 安全保護帽の完全着用及び安全帯の使用

植木剪定は高い場所での作業になりますので、保護帽は必須です。顎紐もきちんと止めて、直ぐに落ちないように被り方等も指導してください。

また、三脚等を使用した高所での作業時には安全帯を使用するよう指導してください。

② 三脚の開き止め

開き止めを外したまま三脚に乗ると、不意に開く可能性があり危険です。必ずかけるよう指導してください。（三脚ごと転落した事故も発生しました。）

また、三脚を木に立て掛けての使用も危険です。高所からの転落事故は大怪我に至る恐れもあるため、きちんと指導してください。

3 作業全般について

① 交通事故等の防止

就業途上や就業後の交通事故防止について指導してください。

特に、改正道路交通法の施行による自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底及びサイクル安心保険への加入促進について指導してください。

② 作業に適した服装

安全面はもとより、お客様の目という点からも、作業に適した服装を心がけるよう指導してください。

③ 損害事故

自分は怪我をしなくとも、相手を怪我させたり物を壊しては意味がありません。損害事故にも十分注意するよう指導してください。

④ 蜂刺され

作業前に蜂がないかよく確認し、また万が一刺された時のために薬やポイズンリムーバー等を備えて対処できるよう指導してください。

⑤ 熱中症

夏季は熱中症に注意し、こまめに休憩や水分補給をとるよう指導してください。

会員の皆様へ

7月1日から31日まで

安全・適正就業強化月間

令和6年度は傷害・損害事故ともに発生件数が増加しました。

「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」

「大丈夫 その慢心が 命取り」

をモットーに、**重篤事故・長期入院を伴う事故の撲滅を**
目指しましょう！！

県内シルバー人材センターの傷害事故傾向（令和6年度）

○ 事故の多い仕事内容

機械除草・除草作業（39.2%）、植木剪定作業（22.8%）

○ 事故の内容

転倒（31.6%）、犬、蛇等に刺され・噛まれ（30.3%）

○ 事故の症状

皮膚の炎症（30.4%）、骨折・ひび（19.0%）、切り傷・擦り傷（13.9%）

県内シルバー人材センターの損害事故傾向（令和6年度）

○ 事故の多い仕事内容

機械除草作業（67.1%）、植木剪定作業（24.0%）

○ 事故の内容

飛散させた物で損壊（60.3%）、器具・用具を接触させて損壊（24.7%）